

稲荷台 3 丁目町内会会則

令和 4 年 4 月 1 日改訂版

目次

第 1 章総則	-----	1 ページ
第 2 章会員	-----	3 ページ
第 3 章役員	-----	4 ページ
第 4 章班長	-----	5 ページ
第 5 章会議	-----	6 ページ
第 6 章総会	-----	6 ページ
第 7 章理事会	-----	8 ページ
第 8 章会計	-----	9 ページ
第 9 章雑則	-----	10 ページ
付則	-----	11 ページ

第 1 章 総 則

(改 正) 第 4 条第 2 項追加 平成 18 年 10 月 15 日

(名称および事務所)

第 1 条 本町内会は、稲荷台 3 丁目町内会（以下、本会と言う）と称し事務所を町内会長（以下、会長と言う）宅内に置く。

(本会の構成)

第 2 条 本会は、稲荷台 3 丁目の居住者（以下、会員と言う）をもって構成する。
但し、居住者以外で稲荷台 3 丁目に店舗、事務所等を所有ならびに賃借し、かつ営業行為をなす場合は会員に準じて扱うものとする。

(目 的)

第 3 条 本会は、稲荷台 3 丁目居住者の親睦および住み良い住宅地としての環境作りと整備ならびに住民の福祉の向上を図る事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) 住民相互の親睦、地域社会の福祉向上を図る事。
- (2) 環境衛生に関する事。
- (3) 防犯・防災ならびに交通事故防止に関する事。
- (4) 街灯その他の共用施設の維持管理。
- (5) 佐倉市の行政指導に基づく活動。
- (6) その他必要と認めた事。

2. 前項第 3 号の防災にかかる事業について、稲荷台 3 丁目自主防災会（以下防災会という）を設置する。

防災会の運営は、防災会で定める稲荷台 3 丁目自主防災会規約、規定により行うものとする。

(役 員)

第 5 条 会員は、第 4 条に定める事業を円滑に推進する為、第 11 条に基づき役員を選出し、役員は本会を運営するものとする。

(町内会運営特別基金)

第 6 条 建物所有者は、本会の運営を円滑に推進する為、町内会運営特別基金（以下、本基金と言う）として一棟当たり 30,000 円也を本会に納入する。
但し、本町内会に居住しない建物所有者は会員とならなくても本基金を本会に納入するものとする。

2. 前項の基金は次の各号の費用に支出するものとする。
 - (1) 共用施設の設置費。
 - (2) 共用施設の補修費。
 - (3) その他、総会において決議された事項。
3. 第1項の基金を前項の支出に充当し、不足が生じた場合は、総会の決議によりその不足分を会員が負担するものとする。
4. 利息を含め、基金は住宅の譲渡等により会員がその資格を失った場合でも一切返還しないものとする。

第2章 会 員

(改 正)

第10条第1項	平成16年4月1日
第10条第1項(会費400円→650円)	平成18年12月1日
第10条第1項(但し書付加)	平成23年4月1日
第10条第1項(会費650円→510円)2,3項追加	令和4年4月1日

(資格の得喪)

第7条 会員の資格は原則として本基金を本会に納入する事により生ずる。

但し、貸家・共同集合住宅(アパート・寮)等の居住者にあつては入居し、会費を負担した時に生ずるものとする。

2. 会員が本町内会に居住しなくなった時は、会員の資格を失うものとする。

(会員の権利義務)

第8条 会員は、会員としての全ての権利義務を平等に持つものとする。

(権利義務の承継)

第9条 会員が第7条第2項によって会員の資格を失った時は、当該会員に替わり当該建物の所有者もしくは居住する者が会員として一切の権利義務を承継する。

(町内会費の負担)

第10条 会員は、第4条各号に定める費用に充てる為、町内会費(以下、会費と言う)として一世帯当たり月額510円也を本会に納入するものとする。

但し、差額の用途は、自主防災会と会館補修費に充てる。

その配分は、理事会の議決により執行される。

2. 会費は、原則として1年分をまとめて、理事会で定める期日に口座振替により納入するものとする。
なお、理事会で定める期日までに、口座振込若しくは現金による納入も可とする。
3. 年度途中で入退会のあった会員の会費は、当該年度の会員期間に応じた加入月数×月額により徴収・精算を行う。本項の規定は第40条の2の「協力金」にも準用する。
4. 1会計年度において余剰金が生じた場合であっても、各会員は事由の如何を問わず、当該余剰金の返還を求める事は出来ないものとする。
5. 本会を退会した者は既に納付した会費の返還請求をする事が出来ないと共に、この会の資産に付いては何等の権限も無い事とする。

第3章 役員

(改正)

第11条3号

昭和61年4月1日

第11条5号(2名→1名以上)

平成19年4月1日

(役員の数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 1 名 |
| (3) 会計担当理事 | 1 名 |
| (4) 事業担当理事 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 1 名以上 |

なお、必要に応じて顧問を置くことが出来る。

(役員の職務)

第12条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会及び理事会を招集し、かつ会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故の際はその職務を代行する。
- (3) 会計担当理事は、第6条第1項に定める本基金及び第10条第1項に定める会費の管理ならびに総会において定められた業務を行う。
- (4) 事業担当理事は、理事会の決定に基づき第4条の事業を達成する為、会務を執行する。
- (5) 前項により事業担当理事の執行する本会業務に関し、各理事が得た債権及び債務は、本会会員の全員におよぶ。
- (6) 監事は、本会の財産の状況及び本会の業務の執行状況を監査する。

(役員の選出)

第13条 役員の選出については次のとおりとする。

- (1) 理事は会員の互選により定め、会長は理事の互選による。
- (2) 副会長は理事の中から会長が委嘱する。
- (3) 監事は会員の互選により定める。
但し、理事を兼ねてはならないが、理事会に出席して意見を述べる事は出来る。
- (4) 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期については次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。
- (2) 役員は、その任期満了の日前に会員の資格を失った時はその資格を失う。
- (3) 役員に欠員が生じた場合は役員の推薦により第 26 条第 4 号の規定に従い補充するものとする。
- (4) 役員に欠員が生じた為、新たに選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (5) 役員の定数に異動を生じた為、新たに選出された役員の任期は現に役員である者の任期満了の日までとする。
- (6) 役員は第 1 号の規定に関わらず任期満了後であっても後任者が就任する迄の職務を行う。

第 4 章 班 長

(改正)

第 16 条第 2 項 令和 4 年 4 月 1 日改訂

(班及び班長)

第 15 条 本会は 20 世帯を限度とする班をもうけ、各々に班長 1 名を置くものとする。

(班長の職務)

第 16 条 班長は班内の活動の中心となり、理事会と会員との間の連絡を行う。

2. 班長は本会の共用施設の維持管理及び公報等文書の回覧・配布を行う。

(班長の任期)

第 17 条 班長の任期は原則として 4 ヶ月を限度とし、輪番制とする。

第 5 章 会 議

(会 議)

第 18 条 会議は総会及び理事会とし、総会は議決機関、理事会は執行機関とする。

第6章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は本会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。

(総会の種類及び開催)

第20条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は毎会計年度終了後1ヶ月以内に開催しなければならない。

3. 臨時総会は次の場合に開催する事が出来る。

- (1) 全会員の3分の1以上の要請があった時。
- (2) 理事会が必要と認めた時。
- (3) 会長が必要と認めた時。

(総会の招集)

第21条 総会は会長が招集するものとし、全会員に総会の日程、議題、その他必要な事項を開催日の1週間前迄に通知するものとする。

(総会の成立)

第22条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。(委任状含む)

(総会の議長)

第23条 総会の議長は会長又はその指名する者が行うものとする。

(総会に付議する事項)

第24条 次の事項は総会に付議しなければならない。

- (1) 本会則の変更。
- (2) 役員の選出または解任。
- (3) 役員の報酬の決定または変更。
- (4) 事業計画及び収支予算の決定または変更。
- (5) 事業報告及び収支決算の承認。
- (6) 会費の変更。
- (7) 本基金の保管及び支出に関する事項。
- (8) 本基金をこえる補修費用等の負担額及び負担方法の決定。
- (9) その他本会の運営に必要な基本的事項。

(総会の議決方法)

第 25 条 総会の決議は出席会員の議決権の 3 分の 2 以上によりこれを行う。

(委任状含む)

但し、前条第 1 号の事項については会員の 4 分の 3 以上の合意によるものとする。

(議決権の行使)

第 26 条 議決権の行使については次のとおりとする。

- (1) 会員は総会において、1 世帯につき 1 個の議決権を有する。
- (2) 会員は議決権の行使をその総会に出席する他の会員に予め文書でその総会に付議する議案について賛否を委任して議決する事が出来る。
- (3) 表決の委任を受けた会員は、その委任を受けた事を証するに足りる文書を会議を開く前に会長に提出しなければならない。
- (4) 本会則により総会に付議する事項のうち、総会の議決を得ないで決議する場合、会長は全会員に議決すべき事項並びに目的を書面で通知し、全会員の過半数の賛否を書面で受理する事により議決の行使を行う事が出来る。
この場合の議決方法は第 25 条を準用するものとする。

(議事録の作成及び保管)

第 27 条 総会の議事に付いては、議事録を作成しなければならない。

2. 会長は議事録を保管し、会員の請求があった時は、これを閲覧させなければならない。

第 7 章 理事会

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は役員をもって構成し、総会において議決されたことを執行する。

(理事会の招集)

第 29 条 理事会の招集については、次のとおりとする。

- (1) 理事会は必要に応じ会長又は役員の 3 分の 1 以上の要請により召集し、会長がその議長となる。
- (2) 理事会を招集するには、役員に対しその開会の 3 日前迄に会議の目的である事項を示し通知しなければならない。 但し、急を要する場合はこの限りではない。

(理事会の決定事項)

第 30 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案。

- (2) 事業運営の具体的方法。
- (3) 財産の保有及び管理の具体的方法。
- (4) 本会則に定める事項。
- (5) その他事務執行について理事会において必要と認めた事項。

(理事会の議決)

第 31 条 理事会の議決は役員の 4 分の 3 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の多数で決定する。
但し、監事は議決権を持たないものとする。

- 2. 理事会に出席する事の出来ない役員はあらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意思を明らかにした書面により理事会に加わる事が出来る。

(議事録の作成及び保管)

第 32 条 理事会の議事録の作成及び保管については第 27 条第 1 項、第 2 項を準用するものとする。

第 8 章 会 計

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

(予 算)

第 34 条 理事会は毎会計年度ごとに予算書を作成して定期総会に提出し、その議決を得なければならない。

- 2. 理事会は定期総会の議決により決定した予算書に基づいて収支を管理する。

(経 費)

第 35 条 本会の経費は次の収入金により補うものとする。

- (1) 会費。
- (2) 補助金ないしは交付金。
- (3) 寄付金。
- (4) その他の収入金。

(会計報告)

第 36 条 会長は定期総会において、前年度の収支状況並びに前年度末の財政状態を会員に報告しなければならない。

(余剰金等)

第 37 条 1 会計年度において余剰金を生じた時には翌会計年度に繰入れるものとする。
但し、不足が生じた場合は会員が共同で負担する。

(帳 簿)

第 38 条 本会は次の各号に掲げる帳簿等を保管し、会員の請求があった時はこれを閲覧
させなければならない。

- (1) 会計帳簿
- (2) 什器備品台帳

第 9 章 雑 則

(追補)

第 41 条ならびにその細則	昭和 61 年 4 月 1 日
第 42 条ならびにその細則	昭和 61 年 4 月 1 日
第 40 条の 2	平成 15 年 4 月 1 日
第 43 条	平成 16 年 4 月 1 日
第 39 条の 2	平成 18 年 4 月 1 日

(改正)

第 40 条	平成 16 年 4 月 1 日
第 39 条	平成 18 年 4 月 1 日
第 40 条 (但し書付加)	平成 23 年 4 月 1 日
第 41 条	令和 2 年 4 月 1 日
第 40 条の 2 (文言修正)	令和 4 年 4 月 1 日

(佐倉市との行政連絡等委託契約に伴う地区代表者、及び回覧物送付先者の選出)

第 39 条 佐倉市と稲荷台 3 丁目町内会との行政連絡等委託契約に伴う、地区代表者及び、
回覧物送付先者の選出については理事会の互選により、これを決定するものとする。

- 2 行政連絡等委託契約履行に伴い佐倉市より支払われる補助金の使途は町会の一般会計に
計上し予め総会で決議するものとする。

(佐倉市からの自治振興交付金制度に伴う補助金の使途)

第 39 条の 2 佐倉市から支給される補助金の使途は町会の一般会計に計上し予め総会で決議する
ものとする。

(消防団後援会への加入並びに同後援会費の負担)

第 40 条 本会の会員は、佐倉市消防団第 3 分団 22 部の消防団後援会に加入し同後援会費として
本会が 30,000 円を年 2 回（4 月・10 月）消防団に納入するものとする。
但し、防災関連に必要費があった時は、後援会費を納入するかは理事会の決議により
執行される。

（特定団体の社資・会費・募金の取扱い）

- 第 40 条の 2（1） 本会は、本会の会員が諸団体の要請に基づきその都度払い込む日本赤十字社社資・
社会福祉協議会会費・赤い羽根募金・愛の一円募金・歳末たすけあい募金
（総称して「協力金」という）について、会員から町内会費と同時に払い込みを受け、
会員にかわり町内会一括払込み（以下、一括払込みという）の取扱いが出来るものと
する。
- （2） 前号の一括払込みができる団体及び当該団体に払い込む金額の上限及び会員が
本会に払い込む金額は、予め総会で決議するものとする。

（弔慰金・慶祝金）

第 41 条 弔慰金規約・慶祝金規約を別途定めるものとする。

（会館運用）

第 42 条 会館運用規則を別途定めるものとする。

（佐倉市社会福祉協議会福祉委員の選出）

第 43 条 佐倉市社会福祉協議会から委嘱される稲荷台 3 丁目の福祉委員の選出については
理事の互選により、これを決定するものとする。

付 則

- 第 1 条 本会則に定めない事項については、法令の規定に従う。
2. 本会則及び法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により決定する。
3. 本会則の細則は理事会の決議を得て制定する事が出来る。

（本会則外適用日）

- 第 2 条 本会則は昭和 58 年 10 月 30 日から適用する。
2. 第 1 回の本会役員は、本会結成時に互選するものとし、任期は第 14 条第 1 項に関わらず
昭和 59 年 3 月 31 日迄とする。